

第二期江別市子ども・子育て支援事業計画 骨子案

項目		内容
第1章 計画策定にあたって	1 計画策定の趣旨	質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供や、地域の子ども・子育て支援を充実する
	2 計画の性格と位置づけ (貧困対策推進計画を一体的に策定)	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定 ・総合計画を上位計画とし、福祉分野の基本計画である「江別市地域福祉計画」やその他の個別計画と整合性を図る ・子どもの貧困対策推進法第9条第2項に基づく「(仮称)江別市子どもの貧困対策推進計画」を一体的に策定
	3 計画の期間	令和2年度から令和6年度の5年間
	4 計画の対象	すべての子どもとその家庭、地域、企業、行政等すべての個人及び団体を対象
第2章 子どもたちを取り巻く現況	1 人口・世帯等	<ul style="list-style-type: none"> ①総人口と児童人口、世帯構造、出生率等の状況を整理 ②女性の状況(有配偶率、就業等)を整理
	2 江別市の子育て環境の現況	<ul style="list-style-type: none"> ①保育園、幼稚園等の状況 ②各種支援事業の状況(放課後児童クラブ、子育て支援拠点、延長保育等)
	3 計画策定に向けた課題	※1～2及びアンケート調査結果をふまえて整理
第3章 子ども・子育てビジョン	1 基本理念	現計画の基本理念「みんなで協力、子育て応援のまち・えべつ」を踏襲
	2 基本目標 (計画推進の視点)	基本目標 1 「子どもが笑顔で育つ」まちづくり 基本目標 2 「安心して子どもを産み育てる」まちづくり 基本目標 3 「子育てを地域で応援する」まちづくり
	3 施策の体系	体系図
第4章 総合的な施策の展開	基本目標 1 「子どもが笑顔で育つ」まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ※構成は第1期のものを踏襲し、必要に応じて文言を追記 ※子どもの貧困対策のみ新しい施策を追加 基本施策 1-1 子どもの教育・保育の充実 <ul style="list-style-type: none"> (1)幼児期の教育・保育の充実(質の向上、幼児教育アドバイザーの配置・確保に関する追記) (2)学校教育の充実 基本施策 1-2 子どもの居場所づくり <ul style="list-style-type: none"> (1)社会資源の活用 (2)子どもの活動の場となる環境の整備(放課後児童クラブに関する追記) 基本施策 1-3 子どもの育ちの保障 <ul style="list-style-type: none"> (1)子どもの権利条約の普及 (2)子どもの意見が社会に反映される環境づくりの促進 基本施策 1-4 次代を担う親の育成 <ul style="list-style-type: none"> (1)青少年の健全育成 (2)相談体制などの充実
	基本目標 2 「安心して子どもを産み育てる」まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 基本施策 2-1 子育て支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> (1)子育て支援サービスの充実 基本施策 2-2 親子の健康の確保 <ul style="list-style-type: none"> (1)健診などの充実 (2)食育の推進 (3)小児医療の充実

		<p>基本施策 2-3 育児ストレスの軽減 (1)相談体制の充実・確保 (2)親の休息の確保</p> <p>基本施策 2-4 配慮が必要な家庭への支援 (1)ひとり親世帯への支援 (2)障がいのある子どもの施策の充実 (3)児童虐待及びDV防止体制の充実 (4)子育て家庭への経済的支援と国、北海道への制度改善要望</p> <p>基本施策 2-5 子どもの貧困対策の推進(仮称) (1)教育支援の充実 (2)生活支援の充実 (3)経済的支援の充実 (4)関係機関との連携支援</p>
	<p>基本目標 3 「子育てを地域で応援する」まちづくり</p>	<p>基本施策 3-1 子育て支援ネットワークづくり (1)地域全体で子育てする意識の普及啓発 (2)子育てボランティアや団体の育成、支援</p> <p>基本施策 3-2 子育てしやすい環境の整備 (1)市民協働による住環境の整備 (2)公共空間のバリアフリー化などの推進 (3)子どもの周囲の有害環境対策</p> <p>基本施策 3-3 安全の確保 (1)交通安全の確保 (2)犯罪被害の防止 (3)被害に遭った子どもたちへの適切な支援</p> <p>基本施策 3-4 子どもを見守る仕組み (1)子育てに関する知識と情報の共有 (2)地域の見守り活動の推進</p> <p>基本施策 3-5 仕事と家庭生活を両立するための環境整備 (1)父親や事業主の意識改革と環境整備 (2)働きたい女性への支援</p>
第5章 量の見込みと 提供体制	1 教育・保育の提供区域	市全体で1区域
	2 将来の子ども人口	将来人口、将来子ども人口
	3 幼児期の教育・保育の 量の見込みと提供体制	・1号認定、2号認定、3号認定の定義 ・5年間の量の見込み及び提供体制
	4 地域子ども・ 子育て支援事業の量 の見込みと提供体制	各種事業の概要、量の見込みと確保方策及び確保方策の考え方
第6章 計画の 推進体制	1 計画の推進及び推進状況の把握	
	2 関係機関との連携の強化	
	3 計画に基づく措置の実施状況の公表	